



# 中小・零細企業の自社株相続について考える

**10/10 (木)**

**13:30-15:00**  
**18:00-19:30**

**10/24 (木)**

**13:30-15:00**  
**18:00-19:30**

**11/6 (水)**

**18:00-19:30**

**受講料** 一般:5,000円(資料代・税込)

※各種会員割引あり

全日時とも同一の内容となります。ご希望の日時をお選びください。  
(受付開始は各30分前です)

相続診断士の方:2,000円(資料代・税込)

**会場** TAP高田馬場 **定員** 各回30名

## 講師紹介



### 相続診断士

株式会社東京アプライザル  
取締役/事業推進部長

さいとう

のりあき

**齋藤 紀明**

国内大手の信用金庫で中小企業向け融資業務などに従事した後、相続対策の業界へ。バブル崩壊後の地価低迷期に土地資産家を対象とした相続コンサルティングに携わり、財産評価、物納などの業務を担当する。

その後、事業承継を専門分野とするようになり、事業承継税制、遺留分に関する民法特例の適用など、「相続と事業承継の接点」を得意分野とする。

## ごあんない

「円滑な事業承継」は中小企業の経営者にとって大きな経営課題です。なかでも大きなポイントになるのが、「自社株を誰に、どれだけ相続させるか」という問題です。中小企業においては、できるかぎり後継者に自社株を集中させることがのがのぞましく、なるべく株を分散させないことが重要です。なぜならば、少数株主にも法律上の「株主の権利」があるため、株が分散していると会社経営の不安要因になる可能性があるからです。

そこでぜひ知っておきたいことは、「民法改正」により、「遺留分侵害の請求権」が金銭債権化されたことです。もし後継者に自社株を100%集中させるための遺言を書いた場合でも、従来は「遺留分減殺請求」によってその効果が阻害されていました。しかし、金銭債権化されたことで、遺留分侵害の請求について十分な支払う資金を用意しておけば、自社株の100%確保が可能です。その点では、「自社株を守るための生命保険」という視点もたいへんに重要です。

本講座では、民法改正も踏まえたくうえで、自社株相続の論点を中心として、経営者の認知症対策としての民事信託・任意後見制度の問題なども含めた対策実施のポイントを解説致します。

(本講座は、NPO法人相続アドバイザー協議会主催の「相続アドバイザー養成講座」にて講義していた「相続と事業承継をめぐる問題点」を一部改訂・改題したものです)

## 講座内容

**【1】誰に、どうやって事業を承継するのか**

**【2】オーナー経営者の出口戦略**

**【3】後継者への承継と相続の問題**

**【4】中小企業のM&A**

**【5】「事業承継税制」のポイント**

### 会員割引

※1 無料:東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用  
※2 3,000円引き:TAP実務家クラブ会員、相続診断士

